

## 事業系一般廃棄物（ごみ）の収集及び処分方法について

### 1 収集及び処分の方法

事業所から出るごみについては、原則、自らの責任において適正に処理してください。

処分方法は、次の①、②のどちらかの方法を選択してください。

※②を選択した場合は、「2 ごみ処理手数料」以下もご覧ください。

#### ①事業所が直接「焼却場」へ搬入する場合

・「一般廃棄物搬入証明書」が必要です。住民課生活環境係に申請してください。

※発行の際は、窓口に来られた方が社員であることを証明する社員証や名刺などが必要です。

・搬入日時は、月曜日・水曜日・木曜日・土曜日の午後1時から午後4時の間です。

・1日1車で6.5t車まで。ただし、車両の長さは全長6m以内です。

※その他の搬入条件等は、搬入証明書をご確認ください。

・処分手数料は、55kgまで500円、以降10kg増すごとに100円加算されます。

※支払いは、現金のみです。

#### ②ごみ収集を依頼する場合（収集運搬手数料＋処分手数料が必要です。）

田尻町役場 住民課生活環境係 に別添の申込書により依頼してください。

（連絡先）〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1

TEL 072-466-5005

FAX 072-465-3794

### 2 ごみ処理手数料 ※田尻町の条例及び規則に基づきます。

・収集運搬手数料と処分手数料の両方が必要です。

・1袋（45リットル以下の市販の無色透明袋）につき次の料金が必要です。

取扱区分	単位	手数料	支払方法
収集及び運搬	1袋	133円	1か月分をまとめて翌月請求いたします。
ごみの処分	1袋	60円 ※カン・ビンの袋は処分券不要 ※多量ごみは90円	「事業系可燃ごみ処分券」を事前に購入して袋に貼付する。 ※多量ごみは、処分券はありません。
合 計	1袋	193円 ※カン・ビンの袋は133円	

※「事業系可燃ごみ処分券」（以下、「ごみ処分券」という。）は、1シート5枚綴り300円で住民課生活環境係にて販売しています。

100枚（6,000円）以上を一括購入される場合は、事業所までお届けしますので、住民課生活環境係（TEL 072-466-5005）までご連絡ください。

## ※多量ごみの排出事業所について

1か月に平均385袋以上を出される事業所は、処分手数料が変更されます。

### [算出方法]

毎年1月～12月の収集運搬手数料の平均額が51,100円を超える事業所は、多量排出指定事業所として認定し、翌年4月から処分手数料が1袋90円となります。

なお、新たに収集を開始した場合は、開始日以降の収集運搬手数料の合計（ただし、過去12月以内に限る。）を12で除した金額が51,100円を超えた時に認定し、3か月後から処分手数料が1袋90円となります。

## 3 ごみ収集日 ※相談のうえ決定いたします。

可燃ごみの収集は、毎週月曜日～金曜日です。（年末年始を除き祝日も収集します。）

カン・ビンの収集は、原則、毎週火曜日で、1回3袋以上の場合や事情がある場合は、金曜日も可能です。

ごみは、午前8時までに出してください。

### 収集等の日程表

曜日 区分	月	火	水	木	金	土	日
可燃ごみ					申し込まれた日	×	×
カン・ビン	×	○	×	×	△	×	×

## 4 ごみの出し方について

### 可燃ごみ

・45リットル袋1袋（重量は9kg程度まで）につき、ごみ処分券を1枚貼って指定の場所に出してください。申し込みされた曜日に収集します。

※数量が少ない排出事業者については、曜日の固定をお願いします。

・45リットル袋での排出が難しい場合は、90リットル以下の袋1袋につき、ごみ処分券2枚、収集運搬手数料266円（2袋分の手数料）で収集します。

### 【注意事項】

※90リットルの袋を使用される場合は、職員が持ち上げて積み込み作業を行うため、重さは10kg程度までお願いします。

※ごみ処分券が貼られていない袋は、収集しません。

※中身の見える無色透明の袋をご利用ください。

※調理くずなどの水分のあるものは、必ず水切りをして出してください。

※燃えるごみの中に、カンやビンなど可燃物以外のごみを入れないでください。

また、ごみは必ず分別して出してください。

※突起物（お箸や串等）が袋を突き破って出ないように入れてください。

### カン・ビン

・ごみ処分券は、不要です。

### 【注意事項】

※45リットル袋1袋につき、重さ9kg程度までにしてください。

※ごみ袋の口を縛って、可燃ごみの排出場所と同じ場所に出してください。

## カン・ピン以外の資源ごみ

(新聞、雑誌、紙パック、ダンボール、紙箱、古着など)

- 事業系の「資源ごみ」は、リサイクル業や資源回収業の業者へ引取を依頼してください。  
特に段ボール類は、資源回収業者への引取をお願いします。

## 臨時ごみ

- 臨時的なごみの収集及び運搬を依頼する場合（可燃ごみに限る）には、収集運搬料金に加えて、処分料金も必要になりますので、住民課生活環境係に事前にお問い合わせください。

## 5 収集できないごみについて（次の①から⑤に該当するものは収集できません。）

### ①水分が多く含まれている廃棄物や液体の多い廃棄物

※水分を切ったうえで改めて出してください。

### ②1袋当たりの重量が、明らかに9kgを超えるもの

※9kg程度までの重量に分けて出してください。

### ③ごみ処分券の貼られていないもの（多量ごみ排出事業所を除く）

### ④産業廃棄物となるもの

※大阪府が許可している産業廃棄物処理業者に委託してください。

詳しい内容は、こちらのホームページにてご確認ください。

ホームページ [大阪府産業廃棄物処理業者名簿](#)  をご覧ください。

### ⑤不燃ごみ・粗大ごみ

※事業所から出る不燃ごみや粗大ごみについては、収集できません。

事業所から出る不燃ごみや粗大ごみは、産業廃棄物である可能性が高いため、大阪府の許可を受けた産業廃棄物の取り扱い業者に依頼（委託）してください。

## 6 手数料の請求及び支払いについて

### ① 口座振替（金融機関からの引き落とし）による場合《推奨》

手数料は、本町指定の金融機関において、希望の口座から引き落とすことができます。

#### ◎口座振替取扱い金融機関及びお手続き方法

池田泉州銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、りそな銀行、三井住友銀行、大阪信用金庫、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、大阪泉州農業協同組合、ゆうちょ銀行	住民課生活環境係にて、「預金口座振替依頼書」を受け取り、必要事項を記載して、引き落としを希望する金融機関窓口にてお手続きください。
引き落とし日	収集月の翌月25日（休日の場合は、金融機関の翌営業日）

※銀行等での手続きの際は、①希望する通帳、②お届け印、③手続きされる方の身分証明書も併せてご持参ください。（詳細は、銀行にお問い合わせください。）

※口座振替を申し込まれた場合は、納入通知書に収集内訳と請求金額、口座振替日等を記載して送付します。なお、口座振替により入金された手数料の領収証は発行いたしませんので、通帳等にてご確認ください。

※申込みは、金融機関の手続きに時間がかかる場合がありますので、引き落とし希望日の1か月前までにお申し込みください。

### ② 納付書による場合

毎月15日頃までに、前月の収集運搬した数量を記載したご案内文書（請求書）と納付書（納入通知書）を送付しますので、次の金融機関の窓口又は役場窓口にて当月末日までにお支払ください。

窓口取扱い金融機関（田尻町収納代理金融機関《本店（所）及び支店（所）》）	
（銀行等）	池田泉州銀行、大阪信用金庫、きのくに信用金庫、紀陽銀行、近畿労働金庫、大阪泉州農業協同組合
（田尻町役場）	本庁1階 稅務会計課会計係窓口

※銀行等窓口の取扱い時間は、各金融機関の営業時間内です。

※役場窓口の取扱時間は、8時45分～17時15分です。

※納付書で納付すれば、振込手数料はかかりません。

### ③ 口座振込による場合

毎月15日頃までに、前月の収集運搬した数量を記載したご案内文書（請求書）を送付しますので、次の口座に当月末日までにお振込みください。

（金融機関名・支店名）	大阪泉州農協（7087）りんくう支店（029）
（預金種目・口座番号）	普通預金 No.0044447
（口座名義人）	田尻町会計管理者 石谷 議英 (タジリチョウカイケイカンリシャ イシタニ ヨシヒデ)

### 【注意事項】

※ごみ処理手数料は、納期限までに必ず納めてください。

※納期限から1か月以内に手数料の納付がない場合は、ごみ収集を停止させていただきます。

### 【参考】◎田尻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例より抜粋（事業系一般廃棄物の手数料）

取扱区分	単位	手数料
定期的なごみの収集及び運搬	45リットル袋1個につき	133円
定期的なごみの処分	多量排出指定事業所（※）においては、45リットル袋1個につき	90円
	上記以外の事業所においては、45リットル袋1個につき	60円
臨時的なごみの収集及び運搬	2トン車 1車につき	12,342円
	軽四輪車 1車につき	6,171円
臨時的なごみの処分	2トン車 1車につき	7,000円
	軽四輪車 1車につき	3,500円

（※）多量排出指定事業所は、事業系一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料の平均月額が51,100円を超える事業所

### 7 収集にあたってのお願い

収集に伺った時に、袋に入っていない状態の物や、ごみ処分券が貼られていない袋が置かれている事があります。

ごみは、45リットル袋又は90リットル袋に入れた状態で、可燃ごみには、必ずごみ処分券を貼ってお出しください。

また、カン・ビンは、口を縛ったうえで、可燃ごみの排出場所に出してください。カン・ビンのごみ袋には、ごみ処分券は不要です。

なお、ダンボールや新聞紙などの資源ごみは、廃棄物の減量に努めていただき、出来る限り資源回収業者等に引取りを依頼してください。

田尻町役場 住民課生活環境係  
連絡先：072-466-5005